

## 2011年度「国連グローバル・コンパクトの課題」研究計画

金子 匡良

### 1. 2010年度の研究成果

- ①ヨーロッパ各国のCSR政策を比較検討したLozanoらの研究を紹介するとともに、その非体系的性を批判するSteurerの見解を受けて、CSR政策の分類枠組みのあり方について考察した。
- ②イギリス、イタリア、ドイツのCSR政策を検討し、その特色を明らかにした。
- ③GCリーダーズ・サミットにおける政府の役割に関する閣僚級会議宣言について検討した。

### 2. 2011年度の研究計画

#### 〔継続的課題〕

- ①G8サミットや国連の諸会議、EU、CSRヨーロッパ、GCなどにおけるCSR政策に関する議論をフォローしていく。
- ②これまでに取り上げた、イギリス、デンマーク、イタリア、ドイツのCSR政策について、新たな動向を調査する。
- ③LozanoらのCSR政策の分類及びそれに対するSteurerの批判を土台として、CSR政策の分類基準や分析枠組みについて検討する。

#### 〔新規の課題〕

- ④国際機関によるCSR政策への支援について、特にUNIDO(国連工業開発機関)による“CSR Service Portfolio”を取り上げ、その内容を紹介・検討する。
- ⑤企業に対する国内人権機関の啓発・支援活動をCSR政策の一環と位置づけ、特にカナダ人権委員会による“human rights maturity model”の取り組みを素材として、その内容を紹介・検討する。
- ⑥CSR政策に関する憲法論的な分析を行う。特に、「mediatorとしての政府」という新たな政府像の憲法論的な位置づけについて、基本権保護義務論などを援用しつつ検討する。

以上